

2. 目指す経済社会の姿

「新成長経済」による活力あふれる社会

「成長力の強化」

今後5年間で「新成長経済」への移行を目指す。こうした努力により今後5年間のうちに2%程度あるいはそれをかなり上回る実質成長率が視野に入ることが期待。

- ① イノベーションが生まれやすい経済社会を目指し、生産性を引き上げる
 - ・ITの活用を広範な分野で拡大・深化。
 - ・労働市場と消費市場にまたがる全般的な改革。
- ② オープンな経済システムを構築する
 - ・今後2年間でEPA締結国が少なくとも3倍に増加(12カ国以上)していることが期待される。
 - ・対日直接投資残高をまずは2010年にGDP比で倍増(5%程度)。
- ③ 個性と活力にあふれる地域社会を構築する
 - ・地方分権と地方行財政改革を更に進める。道州制の検討を本格化。
 - ・NPOなどの「公」の担い手をバックアップ。

再チャレンジ可能な社会

- ① 働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会
 - ・国民一人一人がその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われる公正な社会を目指す。
- ② 誰もが意欲と能力に応じて働くことのできる社会
 - ・高齢者も多様な形で就労でき、70歳現役が可能な社会。
 - ・女性にとっても働きやすい環境整備。
 - ・フリーターを2010年までにピーク時の8割の水準まで減少を目指す。
- ③ 新たな事業等へのチャレンジの支援
 - ・開業率(開業企業数/総企業数)を欧米並みの10%程度を念頭に着実に引き上げていく。

豊かで安心できる社会

- ① 持続可能で信頼できる社会保障制度の構築
 - 「人生のリスクに対するセーフティネット」
- ② 「子育てフレンドリーな社会」と教育の再生
 - ・出生率の低下傾向の反転を目指す。
 - ・新しい教育基本法の理念を踏まえ、教育再生に取り組む。
- ③ 世界の模範となる安全・安心な社会
 - ・安全と安心は経済成長の基盤。
 - ・環境問題への積極的な取組を進め、持続可能な社会を実現。
- ④ 規律が機能する社会
 - ・透明で規律の高い公正な市場を確立。「規制から規律へ」の観点に立って官主導の規制社会から脱却。

21世紀にふさわしい行財政システム

- ① 時代に対応した行財政と政府の大きさ
 - ・行政機構の在り方、予算制度の在り方、税制の在り方等を包括的に見直す。
 - ・政府の大きさについては、「例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制することとされており、期間中は、その上昇をできる限り抑制。
 - ・国の資産規模や公務員総人件費についても長期的に圧縮。
- ② 地方分権と地方行財政改革
 - ・真の地方分権を実現し、受益と負担を勘案して自らの判断・責任で行政サービスを選択する仕組みを構築する。例えば人口20万人以上の自治体の半分以上を不交付団体とする。
- ③ 財政健全化
 - ・まずは2011年度には国・地方をあわせた基礎的財政収支を確実に黒字化。2010年代半ばに向け、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げ。

3. 「新成長経済」の実現に向けた戦略 —新たな「創造と成長」への道筋—

(1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革 適切なマクロ経済運営の下、以下の大胆な改革を進める。「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する。

(i) 適切なマクロ経済運営	安定的な経済財政運営	経済成長と財政再建の両立	適時適切な金融政策
(ii) 生産性向上への取組	ITとサービス産業の革新 ・テレワーク人口の倍増 ・サービス産業について生産性を抜本的に向上	労働市場の抜本的改革 ・複線型でフェアな働き方の実現とともに経済の活力の維持をはかるため、労働市場の抜本的な制度改革や環境整備に取り組む	民間の活動領域の拡大、規制改革 ・公的関与の強いいわゆる官製市場の分野を始めとする規制改革
(iii) 国際競争力の強化	イノベーションの促進等 ・「イノベーション25」の策定、推進	アジアと共に成長するメカニズムの強化 ・今春までに「EPA工程表」の改定 ・「日本文化産業戦略」の策定	制度インフラの整備による投資等の促進 ・税制、企業法制等制度インフラの整備 ・金融資本市場の一層の効率化、競争力強化(貯蓄から投資へ)
(iv) 成長の鍵を握る人材	・2010年までに国際学力調査で世界トップレベルを目指す	・世界トップレベルの研究拠点を整備	
(v) 地域・中小企業の活性化等	地域の活性化 ・独自の取組を推進し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう政府の施策の体系化、充実強化 ・「道州制ビジョン」の策定など道州制実現のための検討の加速	中小企業の活性化 ・地域の中小企業の知恵とやる気をいかした事業展開を支援	農林水産業の強化 ・担い手への施策の集中化・重点化 ・「攻め」の農政の推進 ・バイオマス利用の加速化

(2) 再チャレンジ可能な社会に向けて

「再チャレンジ支援総合プラン」の推進	・長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ	・機会の均等化	・複線型社会の実現
--------------------	-------------------------------	---------	-----------

(3) 健全で安心できる社会に向けて

(i) 持続可能で信頼できる社会保障制度の構築 ・社会保障の一体的改革 ・年金 ・医療・介護 ・生活保護・障害者施策	(ii) 少子化対策の推進による「子育てフレンドリーな社会」の構築	(v) 環境問題への積極的な取組による持続可能な社会の実現
(iii) 次代を担う子どもの育成	(iv) 安全・安心な社会に向けた環境整備	(vi) 文化芸術やスポーツの振興

(i) 歳出・歳入一体改革の推進

・2011年度には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化

・2010年代半ばに向けて

2010年代半ばにかけては、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保。その際、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げること

を確保。

(ii) 「進路と戦略」による中期的目標の達成

経済財政諮問会議において、各年度の予算が目標の確実な達成と総合的であるか定期的な点検。

(iii) 予算編成の原則

原則1：民間需要主導の経済成長を目指し、景気を支えるために、政府が需要を積み増す政策はとらない。

原則2：税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向ける。

原則3：経済成長と財政健全化を両立させるため、中期的な視点を重視する。すなわち、税収の増える好況期に健全化のペースを速める一方、税収の落ち込む不況期にはペースを抑制するなど、柔軟に健全化に取り組む。

原則4：新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する。

原則5：国民への説明責任を徹底する。

(iv) 税制改革

2007年秋以降に本格的・具体的な議論を行い、2007年度を目途に税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。こうした取組を円滑に進めるため、税制改革の基本的考え方について着実に検討を進める。

(v) 効率的な行政の推進

・「行政改革推進法」等に基づき、公務員総人件費の削減、公務員制度全般の見直し、政策金融改革、郵政民営化、特別会計の見直し、政府資産・債務改革に取り組む。

・道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成18年12月8日閣議決定)に基づく見直しを行う。

・21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革・再編や「道州制ビジョン」の策定など、行政全体の新たなグランドデザインを描く。

・公共事業については、これまでの改革努力を継続する中で、真に必要な社会資本の整備を、重点化・効率化を徹底しながら実施する。

(vi) 地方分権と地方行財政改革

・「地方分権改革推進法」に基づき「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案(仮称)」を3年以内に国会に提出。

・簡素な新しい基準による地方交付税の算定方式を2007年度(平成19年度)から導入。

・新たな地方公共団体再生制度を2年以内に整備する。

4. 経済の将来展望

「進路と戦略」に盛り込まれた政策が実行される場合には、潜在成長率が徐々に高まることなどから、今後5年間のうちに2%程度あるいはそれをかなり上回る実質成長率が視野に入ることが期待される。

また、名目成長率については5年間のうちに3%台半ば程度あるいはそれ以上も視野に入ることが期待される。

他方、リスクが顕在化するケース、すなわち労働力人口の減少が年0.2%程度の成長率押し下げ要因となる中、政策の効果が十分に発現されず、かつ外的な経済環境が厳しいものとなる場合、実質成長率は中期的に1%台前半あるいはそれ以下にとどまると見込まれる。

また、名目成長率については中期的に2%台前半あるいはそれ以下にとどまると見込まれる。

消費者物価指数の上昇率は5年間のうちに2%程度に近づいていくものと見込まれる。

また、GDPデフレーター上昇率は、消費者物価指数の上昇率をやや下回る程度で推移すると見込まれる。他方、リスクが顕在化するケースでは、物価上昇率はこれらを若干下回ると見られる。

「日本経済の進路と戦略」(仮称)

～新たな「創造と成長」への道筋～

(環境関係部分抜粋)

1. 概要

今後5年間(2007年度～2011年度)を対象期間として、「美しい国」づくりに向けて日本が目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針を示すもの。

2. 環境関係部分

◎はじめに

(「新成長経済」の姿)

・国民一人一人が活躍するための基盤として、良好な環境や社会の安全と健全性が保たれ、信頼できるセーフティネットの下で、雇用、老後、子育てなどについて国民の安心が確保される。

◎第1章 直面する課題と新たな可能性

(1) 日本経済が直面する三つの課題

①人口減少等による成長制約

(略)

また、地球温暖化等の環境問題の解決は、地球規模での喫緊の課題となっており、これに積極的に対応していかなければ、長期的な経済成長を制約する要因となる。

◎(2) 新たな可能性を切り拓くチャンス

(略)

さらに、上述した環境面での制約などについても、それを乗り越える技術革新等を進めることにより、逆に国際競争力を強化し、成長に結び付けることも可能である。

◎(イノベーションがもたらす成長の可能性)

(略)

特に、IT、環境、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー等の分野では、多様なイノベーションが起こりつつあるため、その活用を幅広い分野に浸透させ、時代に適合した経済社会システムに変化させることで、生産性の大幅な向上が期待される。

1

第2章 目指す経済社会の姿

◎(1) 成長力の強化

(略)

(個性と活力にあふれる地域社会の構築)

(略)住民それぞれが誇りを持てる地域社会の構築は、「美しい国」の骨格をなすものである。地方分権と地方行財政改革をさらに進めるとともに、自然環境を含む地域の資源を活用しつつ、地域の産業を振興し、個性と活力にあふれる地域社会の構築を目指す。

(3) 健全で安心できる社会

(世界の模範となる安全・安心な社会)

(略)

脱温暖化社会づくり、循環型社会の構築など環境問題への積極的な取組を進め、持続可能な社会の実現を図る。

第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略

(1) 潜在成長力を高めるための大胆な改革

(iii) 国際競争力の強化

(イノベーションの促進等)

(略)

さらに、国内産業の競争力強化、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図るとともに、アジア環境・エネルギー協力を進める。

◎(3) 健全で安心できる社会に向けて

(v) 環境問題への積極的な取組による持続可能な社会の実現

脱温暖化社会づくり、循環型社会の構築、自然との共生等を進めるとともに、環境技術の開発等を通じた新規需要の創出等を目指すことにより、環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現を図る。京都議定書目標達成計画の実現を図るため、国民各層一体となって地球温暖化対策を加速する。地球温暖化に係る将来枠組み構築や生物多様性の保全、水・大気環境の改善、3Rや省エネ・新エネに係る制度・技術面での支援等の国際的な取組にリーダーシップを発揮する。

2

政府開発援助大綱の骨子

平成15年8月
外務省

ODA大綱見直しの主要点

- 目的：国際社会の平和と発展への貢献を通じて、我が国の安全と繁栄の確保に資する。
- 課題：「平和の構築」、「人間の安全保障」の重視
- たゆまぬODA改革

2

I. 理念—目的、方針、重点

1. 目的＝国際社会の平和と発展への貢献を通じて、我が国の安全と繁栄を確保

- 主要国としての責任
貧困、感染症等の人道的問題や環境等の地球的規模の問題、平和構築、民主化、人権保障への取組
- 我が国の安全と繁栄の確保、国民の利益の増進
特に、アジア諸国との連携・交流の活発化
- 平和を希求する日本にとり、ODAは国際社会の共感を得られる最も相応しい政策

2. 基本方針

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 開発途上国の自助努力支援 | (2) 「人間の安全保障」 |
| (3) 公平性の確保 | (4) 我が国の経験と知見の活用 |
| (5) 国際社会における協調と連携 | |

3. 重点課題

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 貧困削減 | (2) 持続的成長 |
| (3) 地球的規模の問題への取組 | (4) 平和の構築 |

4. 重点地域

- アジアは重点地域。経済連携の強化を十分に考慮。
ただし、経済社会状況の多様性、援助需要の変化に留意しつつ、戦略的に重点化。

3

II. 援助実施の原則

- ・以下の諸点を踏まえ、開発途上国の援助需要、二国間関係等を総合的に判断

環境と開発の両立

軍事的用途の回避

軍事支出・大量破壊兵器等に十分注意

民主化・人権等に十分注意

4

III. 援助政策の立案及び実施

1. 援助政策の立案及び実施体制

- ・政府全体として一体性と一貫性のある援助政策の立案(中期政策、国別援助計画)
- ・関係府省間の連携(対外経済協力関係閣僚会議等)
- ・政府と実施機関の連携
- ・政策協議の強化
- ・現地機能の強化
- ・NGO等の援助関係者との連携

2. 国民参加の拡大

- ・国民各層の広範な参加
- ・援助人材の育成と開発研究
- ・開発教育
- ・情報公開と広報

3. 効果的实施のために必要な事項

- ・評価の充実
- ・適正な手続きの確保
- ・不正や腐敗の防止、監査
- ・援助関係者の安全確保

IV. ODA大綱の実施状況に関する報告

- ・実施状況をODA白書にて報告

5